

新型コロナウイルス感染症の対応について

- 技能検定の実施にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、厚生労働省「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(以下「ガイドライン」と記す。)を策定しています。受検申請前によくご確認いただき、本ガイドラインの内容にご同意いただいた上で、受検申請及び受検をお願いいたします。

▶技能検定実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン



<https://www.mhlw.go.jp/content/000639207.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症の状況により、会場設備側の収容人数に制限が設けられる場合は、人数制限対象職種でなくても、先着順での受理となり、申請期間中でも受付を締切る場合があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大等により試験会場や検定委員を確保できない場合等には、試験を中止又は受検申請の受理を取り消す場合がありますので予めご了承ください。なお、この場合は受検手数料を返還いたします。(入金の際の振込手数料は自己負担となります。)
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、茨城県内に在住又は在勤の方を原則優先させていただきます。
- 茨城県以外に在住の方からの申請については、提出日に関わらず保留し、申請最終日に茨城県内在住・在職の方の申請者数が確定した上で受付可能な場合のみ受理とします。また、感染拡大の状況によって、人数制限の有無に関わらず県内在住・在職の方のみ受理とする場合がございます。そのため、申請期間初日にご提出いただいても受理できない可能性があります。受理できない場合納付いただいた受検手数料は返還いたします。(入金の際の振込手数料は自己負担となります。)

申請受理後も、県内の感染状況によって、試験会場で県外の方の入場に制限が設けられた場合や、県をまたぐ移動に制限がかけられる事態となった場合は、県外の受検者へ自粛を要請いたします。

また、状況によって上記以外の制限を設ける可能性もございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、原則としてお住いの都道府県における受検申請をご検討いただきますようお願い申し上げます。